

部内各課長 様
部内各出先機関の長 様

交通基盤部長

交通基盤部実施工事における現場代理人の常駐義務緩和等に関する
取扱いについて（通知）

このことについて、平成 28 年 5 月 24 日付け財営第 50 号、住公第 70 号、森保第 928 号、建業第 65 号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（以下「現通知」という。）により対応しているところですが、昨今のコロナ禍の接触機会削減の実現や、建設産業の人的資源の有効活用を図ることで担い手不足に対応すること、不調・不落対策に資することも期待されることから、一層の現場代理人の常駐義務緩和が求められるところです。

一方、昨今、携帯端末による通信環境の向上から SNS やビデオ通話といった通信手段の発達が著しく、遠隔臨場等リモートでの現場管理も始まるなど、工事現場から離れていても発注者と連絡をとることがより容易になっているほか、新東名高速道路や中部横断自動車道をはじめとした道路網の発達により、現場間の移動も容易になりつつあります。

以上を踏まえ、次のとおり取り扱うこととします。

記

現通知内で原則として定められている要件のうち、**距離要件（※）**について、発注機関が支障ないと判断する場合は、超過しても兼任を認めることができることとする。

※ 距離要件（平成 28 年 5 月 24 日通知の要件から変更無し）

	距離	要件
1	工事 1 件の請負代金の額（税込）が 3,500 万円（建築一式工事にあつては 7,000 万円）以上の場合	兼任しようとする工事現場間の距離が 10 k m 程度の近接した場所であること。
2	工事 1 件の請負代金の額（税込）が 3,500 万円（建築一式工事にあつては 7,000 万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額も 3,500 万円（建築一式工事にあつては 7,000 万円）未満）	兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。 具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が 20 k m 以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね 20 分以内であること。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059